

## 川崎市私立幼稚園施設等利用費支給事務手数料支給要綱

〔 31川こ子幼第184号  
令和2年3月31日市長決裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市施設等利用費（私立幼稚園保育料等）支給要綱（以下「利用費支給要綱」という。）に基づく施設等利用費の支給の実施に伴い、各私立幼稚園が行う各種事務の事務手数料（以下「手数料」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、利用費支給要綱第2条に定めるとおりとする。

(対象事務)

第3条 この手数料支給対象の私立幼稚園は、川崎市に住所を有する幼児が在園し、利用費支給要綱に基づく事業の実施を受け、次に掲げる事務を実施した園とする。

- (1) 園児の保護者に対する事業の周知、並びに関係資料の作成及び配布
- (2) 園児の保護者からの申請書等の取りまとめ
- (3) 園児の保護者に対する保育料の減免措置（法定代理受領の場合）
- (4) その他事業実施に係る事務

(対象経費及び手数料)

第4条 対象となる経費は前条各号に掲げる事務経費とする。

2 手数料は、別表のとおりとする。

(手数料の通知)

第5条 市長は、利用費支給要綱に基づく事業が完了し、各私立幼稚園に支給する手数料が確定した場合は、速やかにその金額を通知するものとする。

(手数料の申請及び請求)

第6条 各私立幼稚園設置者は、前条の規定による通知があった場合は、市長が別に定める期日までに川崎市私立幼稚園施設等利用給付事務手数料申請書・請求書（別記様式）により、手数料の申請及び請求を行うものとする。

(手数料の支払い)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び請求があった場合は、当該申請及び請求をした者に速やかに手数料を支払うものとする。

(手数料の返還)

第8条 市長は、私立幼稚園設置者が偽りその他の不正の行為により手数料の支給を受けたときは、支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事務手数料支給要綱の廃止)
- 2 川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事務手数料支給要綱(平成28年4月1日28川こ子幼第47号)は廃止する。

別表(第4条関係)手数料一覧

	取扱園児数	単価(円)
川崎市内に 住所を 有する園	1人以上	園割 20,000
		園児割 200
川崎市外に 住所を 有する園	10人以下	園割 5,000
		園児割 200
	11人以上	園割 10,000
		園児割 200

(別記様式)

幼稚園番号

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

所在地

幼稚園名

設置者名

印

年度川崎市私立幼稚園施設等利用給付事務手数料申請書・請求書

標記について、次のとおり申請及び請求いたします。

1 事務手数料申請及び請求額 円

年度における川崎市在住園児取扱人数 人

2 本件振込先については次のとおりとします。

(該当するものにチェックをしてください)

施設等利用給付費と同じ口座に振込み願います。(法定代理受領を選択した園のみ)

次の口座名義人宛て振込み願います。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店名	本店 支店
	(金融機関コード) <input type="text"/>		(支店コード) <input type="text"/>
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	<input type="text"/>
フリガナ			
口座名義人			

事務手数料の受取りを辞退いたします。